

掛川市小規模修繕事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の小規模事業者に対して小規模修繕の機会を広く与えることにより、小規模事業者の育成及び地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「小規模修繕」とは、市が発注する修繕のうち、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもの(見積金額が50万円以下のものに限る。)をいう。

(小規模修繕事業者登録)

第3条 小規模修繕を受注しようとする者は、小規模修繕事業者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 小規模修繕に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 掛川市建設工事、物品製造等の入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 登録をしようとする月から前2年間の営業の事実がない者
- (5) 市税を完納していない者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録基準年度(平成19年度及び平成19年度から起算して2年度を経過したごとの年度をいう。以下同じ。)から2年度間とする。ただし、年度の途中で登録を受けた者に係る有効期間は、当該登録を受けた日の属する年度の直前の登録基準年度に係る登録の有効期間とする。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとする者は、小規模修繕事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては、商業登記簿謄本
- (2) 個人にあつては、代表者の身分証明書
- (3) 市税を完納していることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録の審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たっては、法令に基づき必要とされる登録、免許又は許可を除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の事項について、登録の要件としないものとする。

(登録)

第8条 市長は、前条の規定により登録の決定をしたときは、小規模修繕事業者登録名簿(様式第2号)に登録するとともに、小規模修繕に関する契約に際し、参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定により登録を受けた者は、当該登録の内容に変更があり、又は事業を廃止したときは、小規模修繕事業者登録変更(廃止)届出書(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。